

●有機 JAS 制度と同等性を有する国●

●同等性を利用した有機輸出の方法●

2月より台湾も加わっています。7月に有機畜産物が指定農林物資になったことから適用範囲が拡大しています。イギリスのEU離脱により2021年1月からイギリス向けの方法が変わります。

互いに相手国の有機認証制度を自国の有機認証制度と同等と認め、相手国の認証を取得しなくても自国の認証で相手国内でも有機表示を可能にする、いわゆる同等性が拡大しています。それらの国々と有機輸出する方法について、解説します。

1. 同等性のある国と地域

有機農産物か有機畜産物かによって異なりますが、以下の国々や地域と同等性協定が結ばれています。

① 有機農産物及び有機農産物加工食品（有機畜産物を含まない）

アメリカ合衆国、アルゼンチン、英国、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びにEU加盟国（27か国）、台湾

② 有機畜産物及び有機加工食品

アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及びスイス

2. EU 諸国への輸出

① 有機輸出できるもの

日本国内で生産、製造・加工、小分けされた有機農産物及び有機農産物加工食品で、認証を受けた生産行程管理者等が適正に格付したものになります。

最終扱いは、生産、製造・加工及び小分けのいずれでも良いが、日本国内で生産、製造・加工されたものに限られる。また有機農産物加工食品の場合の原料は、日本国内もしくは日本が同等と認めた国で生産されたものになります。

② 方法

TRACES と呼ばれるオンラインシステム（TRACES NT）を使用します。このため、輸出しようとする者は、あらかじめこのシステムに登録される必要があります。

輸出に際しては、このシステムを使用して、認証機関から輸出の単位ごと検査証明

（CERTIFICATE OF INSPECTION）（以下「COI」）の交付を受けて輸出します。この検査証明の交付は現在2段階です。

まず輸出品が日本を出港する前にEU側にオンラインで送ります。この段階ではTRACESが求めるすべての情報を掲載することができません。TRACESにはB/L番号などを記載する必要がありますが、これは輸出品が出港する際に発行されます。

このためすべての情報が判明した後、それらの情報を報告いただき、TRACESでCOIに追

加記載します。これで完成した COI を印刷し、認証機関が署名、捺印し、紙ベースの COI が交付となります。これを EU への荷物の到着前に EU 側の輸入者に送ります。

この一連の手続きにあたって登録認証機関は、輸出する製品が適正に格付されたものであることを書類などで審査して、適切であることを確認できたものに対して手続きを行います。

なおこれらの証明を発行できる認証機関は、EU 理事会で承認された機関になります。有機中央会は、承認された機関で、コード JP-BIO-004 になります。

③ 交付申請の様式

専用の様式があります。必要な際に請求していただきます。有機中央会では、輸出者登録、製品審査申請、交付申請とあります。

前項の作業を行うために、事業者のみなさんには申請を行っていただく必要があります。また申請に係る書類の提出は、すべて電子データでいただくことになります。

3. スイス

基本 EU 諸国の場合と同じ方法となりますが、有機畜産物が追加されます。

① 輸出できるもの

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で生産・加工され、格付がされた有機農産物、有機加工食品、(有機加工食品の原材料は日本国内もしくは日本が同等と認めた国で生産されたものになります)、有機畜産物。

② 方法

EU の TRACES NT を使用した方法と同じ。

③ 申請書

EU に同じ

4. イギリス (グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国)

① 輸出できるもの

EU 諸国と同じです。

② 方法

輸出先で異なります。

ア) グレートブリテン (イングランド、スコットランド及びウェールズ)

認証機関より検査証明 (CERTIFICATION OF INSPECTION FOR IMPORT OF PRODUCT FROM ORGANIC INTO GREAT BRITAIN) を製品の輸出単位ごとに交付を受けて、荷物に添付ないし別に送付します。この証明は、EU と異なる独自のものです。

イ) 北アイルランド

EU の TRACES NT を使用し、同じ方法になります。

③ 申請書類

ア) グレートブリテン (イングランド、スコットランド及びウェールズ)

検査証明の独自の様式があります。申請の際に請求してください。

イ) 北アイルランド

EU諸国への様式と同じです。

5. アメリカ合衆国への輸出

① 有機輸出できるもの

日本国内で生産、加工、小分け包装された有機農産物、有機加工食品、有機畜産物。外国で生産されたものを日本国内で小分けしたのも対象となります。また原料の生産国の制限はありません。

有機 JAS 制度のもとで認証を受けた生産行程管理者等が適正に格付したものととなります。

② 方法

認証機関から輸出の単位ごと輸入証明 (NOP IMPORT CERTIFICATE) の交付を受けて輸出する製品に添付もしくはアメリカの入港に間に合うように送付する。この発行にあたって登録認証機関は、輸出する製品が適正に格付されたものであることを審査して、適切であることを確認できたものに交付します。

③ 交付申請の様式

専用の様式があります。必要な際に請求していただきます。有機中央会では、輸出者登録、製品審査申請、交付申請とあります。

6. カナダへの輸出

① 有機輸出できるもの

日本国内で生産、加工、小分け包装された有機農産物、有機加工食品、有機畜産物。有機 JAS 制度のもとで認証を受けた生産行程管理者等が適正に格付したものの。

② 方法

認証機関から輸出の単位ごと輸出証明 (EXPORT CERTIFICATE) の交付を受けて輸出する製品に添付もしくはカナダの入港に間に合うように送付する。この発行にあたって登録認証機関は、輸出する製品が適正格付されたものであることを審査して、適切であることを確認できたものに交付します。

③ 交付申請の様式

専用の様式があります。必要な際に請求していただきます。有機中央会では、輸出者登録、製品審査申請、交付申請とあります。

7. オーストラリア

① 有機輸出できるもの

日本国内で生産、加工、小分け包装された有機農産物、有機加工食品、有機畜産物。有機 JAS 制度のもとで認証を受けた生産行程管理者等が適正に格付したものの。

② 方法

特に証明書等の発行は、ありません。オーストラリアの有機制度では、第三者認証等の根拠に基づき「オーガニック」等の表示をすることができます。このため、適正に格付し、有機 JAS マークを貼付しておけば通用します。

③ 交付申請の様式

したがって、ありません。

8. 台湾

① 有機輸出できるもの

有機 JAS 制度に基づき、日本国内で生産・加工された有機農産物及び有機農産物加工食品。認証生産行程管理者が適正に格付したものの。

ただし、転換期間中の有機農産物、転換期間中の有機農産物を原料とした有機農産物加工食品は対象外

② 方法

輸出の単位ごとに輸出証明 (EXPORT CERTIFICATE FOR TAIWAN) の交付を認証機関より受け、製品に添付もしくは荷物の到着までに送付する。

③ 交付申請の様式

台湾用の申請様式があります。必要の際請求してください。

輸出者登録、製品審査申請、交付申請とあります。

●輸出する際の有機 JAS マーク、USDA マーク、EU ユーロマークなどの扱い

1. 有機 JAS マーク

オーストラリア以外は、貼付は任意となります。オーストラリアは、それが第3者から認証を受けている証となりますので、貼付が欠かせません。

他の別途証明書を発行する国々は、証明書が有機の証明になります。有機 JAS マークは、証明にはなりません。したがって、貼付しなくても良い。任意です。なお、日本の有機食品を示すマークとして、つけている例は多い。

2. USDA マーク

アメリカに輸出することになり証明が発行される製品について、USDA マークを貼付することができます。あらかじめ日本国内で貼付し、アメリカに送り出すことができます。その際、NOP (アメリカの全米有機プログラム) の決まりにしたがって、使用することになります。

アメリカ以外の国に輸出するものや日本国内に流通させるものに使用することはできません。



3. EUのユーロリーフ



EU 諸国に輸出することになり証明が発行される製品について、EU の有機マーク（ユーロリーフ）を貼付することができます。あらかじめ日本国内で貼付し、EU 諸国に送りだすことができます。その際、認証機関コード及び EU 域外生産であることを示す文言（NON-EU agriculture）をマークの下に記載しなければなりません。有機中央会のコードは、JP-BIO-004

JP-BIO-004
Non-EU Agriculture

EU 以外の国に輸出するものや日本国内に流通させるものには使用することはできません。

●同等性国から同等性を利用した輸入の方法●

認証輸入業者が輸入し、有機 J A S マークを貼付して日本国内に流通させることとなります。だれでもできるものではありません。

認証輸入業者は、有機 J A S マークを貼付する際、同等性国の政府機関もしくは農林水産大臣に認められた認証機関が発行する証明書を根拠に行います。認証輸入業者が有機 J A S マークを貼付して以降は、国内生産の有機食品と同じように国内流通できます。

以上